

## ラテン・アメリカ政経学会 2023 年度会員総会資料

2023 年 11 月 26 日 (日)  
東洋大学 (オンライン併用)

### 議事次第

#### 報告事項

1. 『ラテン・アメリカ論集』第 57 号の発行について (幡谷理事) (資料 1)
2. 2023 年度研究奨励賞について (浜口理事長)
3. 会員の入退会について (浜口理事長)
4. 2024 年度全国大会開催校 (浜口理事長)
5. 事務局より (坂口理事)

#### 審議事項

1. 2022 年度活動報告 (浜口理事長) (資料 2)
2. 2022 年度会計報告 (村上理事、北野監事、森口監事) (資料 3)
3. 会計年度の変更 (浜口理事長) (資料 4)
4. 2023 年度事業計画 (浜口理事長) (資料 5)
5. 2023 年度予算 (浜口理事長) (資料 6)
6. 2024 年度 (2024 年 4～12 月) 事業計画 (浜口理事長) (資料 7)
7. 2024 年度 (2024 年 4～12 月) 予算 (浜口理事長) (資料 8)
8. 学会規約および要綱・規程の改正
  - ① 学会規約：会費改定、理事・理事長の選任等 (浜口理事長) (資料 9)
  - ② 理事選挙実施要綱：オンラインによる投票等 (浜口理事長) (資料 10)
  - ③ 『論集』投稿規程：投稿受付体制の変更等 (幡谷理事) (資料 11)
  - ④ 研究奨励賞規程：顕彰制度の変更と選定期間の変更等 (浜口理事長) (資料 12)
9. その他

以上

(資料1)

## 『ラテン・アメリカ論集』第56号の発行について

『ラテン・アメリカ論集』第56号は、「研究ノート」1本、「書評」4本、「特別寄稿」1本（依頼：アジ研のラテン・アメリカ経済に関する教科書作成に関するプロジェクトと本学会との関連などを中心に）、「機関紹介」（依頼：ブラジリア）「学会消息」（今号より年次大会内容を中心とした活動報告のみとした）という構成で、現在制作、校正段階に入っている。年末には発行の見込みであるが、会員のお手元に紙媒体で届くのは年明けになる予定である。

この場を借りて投稿者、査読者、依頼原稿に応じてくださった執筆者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。同時に、現在の投稿形態が〆切時期や紙での発行工程に縛られており、より多くの投稿を促す体制になっていないことを再確認した。論集は学会員の発信の場であり、本学会の学術的活動をより充実させる媒体であるので、今後内容を活性化するためにも、投稿形態の変更案を理事会にて審議いただき、後段の審議事項内容に付議している。

以上

(資料 2)

## 2022 年度活動報告

2022 年度に以下の事業を行った。

- (1) 11 月 12 日 (土) ～13 日 (日) に神戸大学を主催校に第 59 回全国大会をハイブリッド形式で開催した。
- (2) 『ラテン・アメリカ論集』第 56 号を発行した。
- (3) 『ラテン・アメリカ論集』バックナンバーを J-STAGE に掲載した。
- (4) 研究奨励賞を募集したが応募者はなかった。
- (5) 12 月 3 日と 2023 年 2 月 28 日にオンライン・ラウンドテーブル (ORT) を開催した。
- (6) 地域研究学会連絡協議会 (JACASA) の 2022 年度年次総会は 2022 年 12 月 24 日にオンライン Zoom ミーティングで開催され、担当理事 (幡谷) が出席した。地域研究コンソーシアム (JCAS) の年次集会と一般公開シンポジウムは 11 月 19 日 (土) 岐阜女子大学にてハイブリッドで開催され、関係理事ほか会員が参加した。
- (7) 学会ウェブサイトを更新して社会に情報を発信するとともに、メーリングリストを通じて会員向け情報提供のサービスを提供した。

以上

ラテン・アメリカ政経学会  
2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）会計報告  
（2023年3月31日現在）

収入の部		支出の部	
前期繰越金	4,061,553	A	
会員会費収入	1,147,000		2022年度全国大会大会関係費（ 大会講師謝礼を含む） 183,798
（個人会員）	1,147,000		印刷費(論集第56号) 511,467
（維持会員）	0		J-stage開設費用 719,675
雑収入	6		消耗品費 2,113
（預金利息）	6		通信費（郵送費・振込手数料・ 振替受払通知票郵送通知料金を 含む） 108,334
			事務局経費 107,169
収入合計	1,147,006		支出合計 1,632,556
差引残高（収入－支出）	-485,550	B	
			次期繰り越し金（A+B） 3,576,003

会計監査報告

上記の2022年度会計報告は、領収書ほかの証拠書類と照合したところ、適正に処理されていると認めます。

2023年 10 月 30 日

監事

森口 舞

監事

北野 浩一



## 会計年度の変更

現在の4月～翌年3月の会計年度を、1月～12月に変更することを提案する。2024年度からの適用とし、2024年度は移行措置として2024年4月～12月の9カ月とする。2025年度から1月～12月の会計年度となる。

### 変更する理由

- ・ 現状では、年度の半分以上が過ぎた秋の会員総会で予算が承認されており、それまで会員総会で当該年度の事業計画と予算の承認を経ない状態で活動を行っているため、ガバナンス上の問題が発生するリスクがある。今回の変更により、会員総会で承認を受けた事業計画と予算に基づいて翌年1月から活動することができる。

### 予想されるデメリットへの対応と移行措置

- ・ 大学の研究費等で会費を支払っている場合、大学の会計年度とのズレが生じ、1～3月に翌年度の会費を支払うことになる。会費徴収期間を4月～12月とすることでこの問題に対処したい。
- ・ 年度会計が12月に決算を迎えた後、翌年秋の会員総会で会計報告を行うまでの期間が長い。このため、会計監査を3月までに行うこととし、監事が問題を発見した場合は、速やかに会員に報告する。特に問題がない場合は、秋の会員総会で会計報告と同時に監査報告を行う。
- ・ 移行措置として2024年3月に2023年度予算が決算を迎えた後、2024年4月から12月までの9か月を1会計年度（2024年度）とし、事業計画と予算をたてる。2025年1月から正式に1月～12月の会計年度に移行する。2024年度の事業計画と予算の承認は2023年度会員総会で行う（下の表を参照）。2024年度会員総会（2024年秋に予定）では、①2023年度会計報告・監査報告（2023年4月～2024年3月）、②2025年度予算案（2025年1～12月）の審議・承認をする。これで会計年度の移行が完成する。

	会計時期	予算案審議・承認	会計・監査報告
2022年度	2022.4～2023.3	2022.11総会(済)	2023.11総会
2023年度	2023.4～2024.3	2023.11総会	2024.秋の総会
2024年度	2024.4～2024.12	2023.11総会	2025.秋の総会
2025年度	2025.1～2025.12	2024.秋の総会	2026.秋の総会

(注) 青が今回の総会の審議事項。2025年度以降はこのパターンで継続。

以上

(資料5)

## 2023 年度事業計画 (案)

2023 年度に以下の事業を行う。

- (1) 11 月 25 日 (土) ～26 日 (日) に東洋大学を主催校に第 60 回全国大会を開催する。
- (2) 『ラテン・アメリカ論集』第 57 号を発行する。
- (3) 研究奨励賞の選考委員会を設置して選考を行う。
- (4) オンライン・ラウンドテーブル (ORT) を開催する。
- (5) 地域研究会連絡協議会および地域研究コンソーシアムの加盟学会として関係学会と交流する。
- (6) 学会ウェブサイトを更新して社会に情報を発信するとともに、メーリングリストを通じて会員向け情報提供のサービスを提供する。
- (7) その他、本学会の目的に沿う事業を実施する。

以上

## (資料6)

## 2023年度(2023年4月～2024年3月)予算(案)

収入の部		支出の部	
前期繰越金	3,576,003		
会員会費収入	950,000	全国大会開催関係費	150,000
(個人会員)	950,000	印刷費・編集費(*1)	450,000
(維持会員)	0	消耗品費	100,000
雑収入	0	事務局経費(*2)	250,000
2023年度収入合計	950,000	2023年度支出合計	950,000
		次期繰越金	3,576,003

\*1：ページ数が未確定のため、近年の実績に基づいて計上。J-Stage にアップロードする費用を含む。

\*2：ウェブサイト維持費用、郵便料金等を含む。

(資料7)

## 2024 年度事業計画 (案)

2024 年度に以下の事業を行う。

- (1) 龍谷大学を主催校に第 61 回全国大会を開催する。
- (2) 『ラテン・アメリカ論集』第 58 号を発行する。創立 60 周年特集企画を掲載する。
- (3) オンライン・ラウンドテーブル (ORT) を開催する。
- (4) 地域研究学会連絡協議会および地域研究コンソーシアムの加盟学会として関係学会と交流する。
- (5) 学会ウェブサイトを更新して社会に情報を発信するとともに、メーリングリストを通じて会員向け情報提供のサービスを提供する。
- (6) 創立 60 周年事業として学会ウェブサイトをリニューアルする。
- (7) その他、本学会の目的に沿う事業を実施する。

以上

(資料 8)

2024 年度 (2024 年 4 月～2024 年 12 月) 予算 (案)

収入の部		支出の部	
前期繰越金	3,576,003		
会員会費収入	900,000	全国大会開催関係費	250,000
(個人会員)	900,000	印刷費・編集費 (*1)	<del>450,000</del>
(維持会員)	0		
雑収入	0	事務局経費 (*2)	250,000
		創立 60 周年事業費	1,300,000
		(ウェブサイトリニューアル費)	(300,000)
		(論集企画費)	(200,000)
		(海外研究者招聘費)	(800,000)
2024 年度収入合計	<del>950,000</del>	2024 年度支出合計	<del>2,250,000</del>
	900,000		
		次期繰越金	2,276,003

400,000

2,200,000

\*1：ページ数が未確定のため、近年の実績に基づいて計上。J-Stage にアップロードする費用を含む。

\*2：ウェブサイト維持費用、郵便料金等を含む。

# 規約等改正のポイント

2023年度会員総会付属資料

## 会計年度

毎年4月～翌年3月→1月～12月

## 理事の選任

任期 3年→2年

会員選挙で選任された理事の推薦で選任する理事

現行は得票順が慣例→選挙の結果を勘案する必要はないことを明記

選挙 郵送のみ→オンラインを可とする

理事長の選任 規定なし→通算2期を超える選任を辞退できる

会費 正会員8000円→7000円、学生会員5000円→3000円 シニア会員資格年齢65歳→60歳

## 顕彰制度

研究奨励賞（50歳未満）	→	優秀研究賞（全会員対象）	} 各1点
		若手研究奨励賞（45歳未満）	

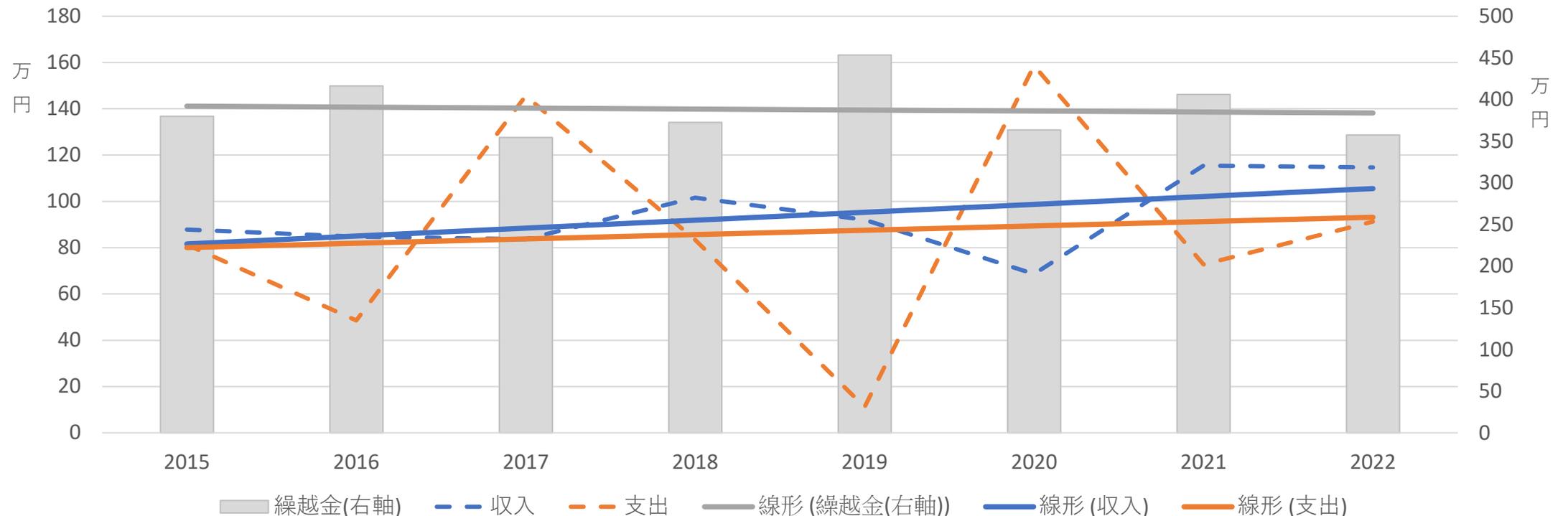
毎年選考 → 2年に1度選考

## ラテン・アメリカ論集

投稿は毎年5月10日まで → 常時受け付け、採択決定次第J-Stageで早期公開

## 学会会計の収支と繰越金の推移について

- 会費収入と標準的支出（論集・大会・事務局）の推移を表す。支出の変動は論集支払いが繰り越されて翌年度2年分支払われたことによる。2020年度の会費収入はコロナの影響で徴収を遅らせ、一部は翌年度に算入された。
- 実績値（点線）から計算した近似傾向（実線）は、収入と支出の差が広がっていることを示す。歴代理事会の努力のおかげで、会費納入会員数の増加と滞納会費徴収により収入が増加し、論集印刷費の抑制と事務の効率化・オンライン化により支出の増加が抑制されている。
- 繰越金は2022年度に論集既刊分J-Stage掲載の費用を約70万円取り崩した。これがないければ繰越金は増加傾向にある。



## 会費改定後の収支の見通しについて

- 支出は現状維持を想定し、年間予算を90万円とする。
- 会費改定によって、会員数を現状通りとすると1,047,000円－903,000円＝144,000円の減収が予想されるが、収支均衡を維持できる見通し。
- 今後、正会員からシニア会員に移る会員の増加が予想されるが、会費の着実な徴収と、正会員、学生会員数を現在の水準に維持する努力により、収支均衡を維持できる見通し。

費目	標準年間 予算	会員区分	2023.11 会員数 (1)	現会費 (2)	現会費収入 (1)×(2)	新会費 (3)	新会費収入 (1)×(3)	会員数 予測(4)	会費収入予測 (3)×(4)
学会誌	400,000	正会員	120	8,000	960,000	7,000	840,000	120	840,000
大会開催費	250,000	学生会員	12	5,000	60,000	3,000	36,000	12	36,000
事務局経費	250,000	シニア会員	9	3,000	27,000	3,000	27,000	20	60,000
年間支出計	900,000	合計	141		1,047,000		903,000	152	936,000

## 学会規約の改正 (案)

## 現行

ラテン・アメリカ政経学会規約  
 (1964年9月26日制定)  
 (1980年11月8日改正)  
 (1988年10月22日改正)  
 (1994年11月12日改正)  
 (2001年11月11日改正)  
 (2004年11月13日改正)  
 (2009年11月29日改正)  
 (2011年11月13日改正)

## 第1章 総則

第1条 本会は、ラテン・アメリカ政経学会（英語名 Japan Society of Social Science on Latin America, スペイン語 Sociedad Japonesa de Ciencias Sociales de América Latina, ポルトガル語 Sociedade Japonesa de Ciências Sociais da América Latina）と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条 本会は、ラテン・アメリカの政治経済などに関する社会科学研究ならびに研究者相互の協力の促進をはかることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会の開催
- (2) 機関誌の刊行および配布
- (3) 内外学会および関係諸団体との交流
- (4) 研究者の養成に関する事業
- (5) その他本会の目的に合致する事業

## 改正案

ラテン・アメリカ政経学会規約  
 (1964年9月26日制定)  
 (1980年11月8日改正)  
 (1988年10月22日改正)  
 (1994年11月12日改正)  
 (2001年11月11日改正)  
 (2004年11月13日改正)  
 (2009年11月29日改正)  
 (2011年11月13日改正)

(2023年11月26日改正)

## 第1章 総則

第1条 本会は、ラテン・アメリカ政経学会（英語名 Japan Society of Social Science on Latin America, スペイン語 Sociedad Japonesa de Ciencias Sociales de América Latina, ポルトガル語 Sociedade Japonesa de Ciências Sociais da América Latina）と称する。

## 第2章 目的および事業

第2条 本会は、ラテン・アメリカの政治経済などに関する社会科学研究、研究成果の普及、ならびに研究者相互の協力の促進をはかることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会の開催
- (2) 機関誌の刊行 および配布
- (3) 会員相互の連絡及び交流
- (4) 内外学会および関係諸団体との交流
- (5) 研究者の養成に関する事業
- (6) その他本会の目的に合致する事業

<p>第 3 章 会 員</p> <p>第 4 条 本会は、本会の目的とする研究に従事する者をもって組織する。会員は、研究会、会員総会、講演会などに出席し、機関誌の配布を受けこれに投稿することができる。</p> <p>第 5 条 会員になろうとする者は、会員 1 名の推薦をもって申し込み、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第 6 条 会員は会員総会の定めるところに従い、毎年会費を納めるものとする。3 ヶ年以上にわたり会費を納めない者は会員である資格を失うことがある。</p> <p>第 7 条 理事会は名誉会員を推薦することができる。</p> <p>第 8 条 本会の目的に賛同し、その事業の達成を援助するため、会員総会の定めるところに従って維持会費を納入する法人を維持会員とする。維持会員は、本会出版物の配布を受け、維持会員たる法人に所属する者は、本会の会員総会、研究会、その他の会合に出席し、また研究調査の報告をすることができる。</p> <p>第 4 章 役員</p>	<p>第 3 章 会計年度</p> <p><u>第 4 条 本会の会計年度は各年の 1 月から 1 2 月までとする。</u></p> <p>第 4 章 会 員</p> <p><u>第 5 条 本会の会員は、本会の目的とする研究に従事する次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。会員の区分については別に定める。</u>会員は、研究会、会員総会、講演会などに出席し、機関誌の配布を受けこれに投稿することができる。</p> <p>1) 正会員</p> <p>2) 学生会員</p> <p>3) シニア会員</p> <p>4) 維持会員</p> <p><u>第 6 条 会員になろうとする者は、会員 1 名の推薦をもって申し込み、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>第 7 条 会員は毎年会費を納めるものとする。各会員区分の会費については別に定める。</u>3 ヶ年以上にわたり会費を納めない者は会員である資格を失うことがある。</p> <p><del>第 7 条 理事会は名誉会員を推薦することができる。(削除)</del></p> <p>第 8 条 本会の目的に賛同し、その事業の達成を援助するため、会員総会の定めるところに従って維持会費を納入する法人を維持会員とする。維持会員は、本会出版物の配付を受け、維持会員たる法人に所属する者は、本会の会員総会、研究会、その他の会合に出席し、また研究調査の報告をすることができる。</p> <p><u>第 5 章 役員</u></p>
---	---

<p>第 9 条 本会は、理事若干名と監事 2 名を置く。理事および監事は会員中より選出するものとし、その手続は別に定める。</p> <p>第 10 条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。理事は理事長および常務理事若干名を互選する。理事長は本会を代表し、会務を統括する。理事長に支障があるときは、理事長が指名した常務理事が理事長の職務を代行する。</p> <p>第 11 条 理事会は、研究会などの開催、機関誌の編集発行、会計などの日常業務執行のため会員の中より幹事若干名を委嘱する。</p> <p>第 12 条 理事会は、顧問を推薦することができる。</p> <p>第 13 条 監事は、会計を監査する。</p> <p>第 14 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期は連続二期を限度とする。</p> <p>第 5 章 会員 総会</p> <p>第 15 条 理事会は、毎年 1 回会員総会を、必要に応じて臨時会員総会を召集する。</p>	<p>第 9 条 本会は、理事若干名と監事 2 名を置く。理事および監事は会員中より選出するものとし、その手続は別に定める。</p> <p>第 10 条 理事は理事会を組織し、会務を執行する。理事は理事長および常務理事若干名を互選する。<u>理事長を二期務めた者は理事長選任を辞退することができる。</u>理事長は本会を代表し、会務を統括する。理事長に支障があるときは、理事長が指名した常務理事が理事長の職務を代行する。</p> <p>第 11 条 理事は<u>次の各号の会務を執行する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>総務（規約等の管理、会員名簿の管理、顕彰担当を含む）</u></li> <li>2) <u>会計</u></li> <li>3) <u>ウェブサイト管理</u></li> <li>4) <u>メーリングリスト管理</u></li> <li>5) <u>『ラテン・アメリカ論集』編集</u></li> <li>6) <u>研究会等の企画運営</u></li> <li>7) <u>全国大会プログラム編成</u></li> <li>8) <u>他組織との交流</u></li> <li>9) <u>その他第 3 条で規定される業務</u></li> </ol> <p>第 12 条 理事会は<u>第 11 条に規定される業務を執行するため</u>会員の中より<u>運営委員</u>を委嘱する<u>ことができる。</u></p> <p>第 13 条 理事会は、<u>助言を受けることを目的に、顧問を委嘱</u>することができる。</p> <p>第 14 条 監事は、会計を監査する。</p> <p>第 15 条 役員の任期は <u>2</u> 年とし、再任を妨げない。ただし、理事の<u>連続再選は</u>二期を限度とする。</p> <p>第 6 章 会員 総会</p> <p>第 16 条 <u>会員総会は、毎年 1 回、理事長が召集する。理事会の決定に基づき、臨時会</u></p>
---	--

<p>第 16 条 会員総会は、事業報告ならびに会計報告の承認、役員を選出、規約の改正、その他本会の基本的な重要事項を議決する。</p> <p>第 17 条 会員総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立し、会員総会の議事は本規約に特別の定めのある場合を除いて出席会員の過半数でこれを決する。</p> <p>第 6 章 規約の改正</p> <p>第 18 条 本規約を変更するには、会員総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。</p> <p>雑 則</p> <p>事務局 1) 本会の本部は、理事会の提案にもとづき会員総会が定める大学またはその他の研究機関に置く。ほかに支部を置くことができる。</p> <p>附 則 1) 本会正会員の会費は年 8,000 円（機関誌代を含む）とする。ただし、学生会員の会費は年 5,000 円（機関誌代を含む）、シニア会員の会費は 3,000 円（機関誌代を含む）とする。なお、学生会員とは常勤職をもたない大学院生、シニア会員とは 65 歳以上で、5 年以上正会員として所属したのち、常勤職を辞した会員をいう。（平成 22 年度より 実施）</p> <p>2) 維持会費は 1 口年 20,000 円以上とする。</p>	<p>員総会を召集する<u>ことができる。</u></p> <p><u>第 17 条</u> 会員総会は、事業報告ならびに会計報告の承認、役員を選出、規約の改正、その他本会の基本的な重要事項を議決する。</p> <p><u>第 18 条</u> 会員総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立し、会員総会の議事は本規約に特別の定めのある場合を除いて出席会員の過半数でこれを決する。<u>第 5 条に定めた会員は各 1 個の議決権を有する。</u></p> <p><u>第 7 章</u> 規約の改正</p> <p><u>第 19 条</u> 本規約を変更するには、会員総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。</p> <p>雑 則</p> <p>事務局 <del>1)</del> 本会の<u>事務局の所在地は、理事長の所属機関内あるいは自宅に置く。</u>ほかに支部を置くことができる。</p> <p>附 則 1) 本会正会員の会費は年 <u>7,000 円</u> <del>（機関誌代を含む）</del>とする。学生会員の会費は年 <u>3,000 円</u>とする。シニア会員の会費は <u>年 3,000 円</u>とする。なお、学生会員とは常勤職をもたない大学院生<u>および大学等に在籍するポスドク研究員であり、その期間是在籍予定期間あるいは 3 年のいずれか短いほうとし、在籍資格の証明があれば延長することができる。学生会員期間終了後は正会員に資格を変更しなければならない。</u>シニア会員とは <u>60 歳</u>以上で、5 年以上正会員として所属したのち、常勤職を辞した会員をいう。</p> <p>2) 維持会費は 1 口年 20,000 円以上とする。</p>
--	---

## 理事選挙実施要綱の改正 (案)

## 現行

## 改正案

現行	改正案
<p>ラテン・アメリカ政経学会理事選挙実施要綱 (1980年11月8日制定) (2011年11月13日改正)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>理事の総数は10名程度とし、うち約6名は会員の選挙によりこれを選任し、約4名は選挙により選ばれた理事の推薦にもとづき会員総会においてこれを選任する。ただし、上記の選挙において下位同点の場合は、それらを当選とする。</li> <li>理事の選挙を行うため選挙毎に5名の委員をもって構成する選挙管理委員会を設け、その委員は理事会の推薦にもとづき会員総会においてこれを選任する。</li> <li>選挙権者および被選挙権者は、本学会の会員（ただし、選挙実施年の前年度末現在において会費完納の者）とする。連続二期理事を務めたものは、次の期の被選挙権を失う。</li> <li>選挙は郵便による投票によって行う。</li> <li>投票は無記名とし、5名連記として行う。</li> <li>投票の時期は、役員改選年次の会員総会予定日前の適当な時期とする。</li> <li>昭和54年次からこの選任方法を実施する。</li> </ol>	<p>ラテン・アメリカ政経学会理事選挙実施要綱 (1980年11月8日制定) (2011年11月13日改正) <u>(2023年11月26日改正)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>理事の総数は10名程度とする。理事は以下の各号に基づき選任することとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>会員の選挙により最も得票の多かった6名を選任する。ただし、下位同点の場合は、その全員を当選とし、理事に選任する。</li> <li>会員総会は選挙により選任された理事の推薦にもとづき会員の中から約4名の理事を選任する。推薦と選任において理事選挙の結果を勘案する必要はないものとする。</li> </ol> </li> <li>理事の選挙を行うため選挙毎に<u>若干名</u>の委員をもって構成する選挙管理委員会を設ける。その委員は理事会の推薦にもとづき会員総会においてこれを選任する。</li> <li>選挙権者および被選挙権者は、本学会の会員（ただし、選挙実施年の前年度末現在において会費完納の者）とする。連続二期理事を務めたものは、次の期の被選挙権を失う。</li> <li>選挙は郵便<u>またはオンライン</u>による投票によって行う。</li> <li>投票は無記名とし、5名連記として行う。</li> <li>投票の時期は、役員改選年次の会員総会予定日前の適当な時期とする。</li> <li><u>2024年度</u>からこの選任方法を実施する。</li> </ol>

## 『ラテン・アメリカ論集』の受付体制と投稿規程の変更 (案)

現在は5月10日締切りで一括して投稿を受け、査読を実施したのち論集を発行している。これを、投稿を通年で常時受け、一本ずつ査読を実施し、準備が整ったものからJ-Stage上で公開していくことを提案する。年度末には、当該年度に公開されたものをまとめて1冊とし、紙媒体でも発行する。その他の詳細は編集委員会を中心に理事会で審議する(なお、今後は紙媒体の発行をとりやめ、Eジャーナルとして一本化することも検討中である)。

- 論文完成後できるだけ速やかに発表できる体制を作ること、査読対応に時間をかけて取り組める等、とくに若手研究者の育成や論文執筆を後押しすることが目的である。
- 年度末には、すべてをまとめて紙媒体で印刷する。
- 今年の総会で承認されれば2024年度から実施する。

また、以下のとおり投稿規程を修正する。(それ以外の論集編集要綱、投稿規程、論集執筆要綱、審査手続き)については、本審議事項が総会で承認されたのち、理事会が中心となって改訂を行う。

## 現行

## 改正案

現行	改正案
<p>投稿規程 (2006年10月28日改正) (2015年11月15日改正) (2021年11月14日改正)</p>	<p><u>『ラテン・アメリカ論集』投稿規程</u> (2006年10月28日改正) (2015年11月15日改正) (2021年11月14日改正) <u>(2023年11月26日改正)</u></p>
<p>1. 本学会会員および会員に準ずる者は、「論集」に投稿することができる。</p>	<p>1. <u>本学会規約第4条および第8条に定める会員および会員に準ずる者は、ラテン・アメリカ論集(以下、「論集」という)に投稿することができる。共著原稿の主著者(筆頭著者)は、会員および会員に準ずる者とする。</u></p>
<p>2. 投稿は次の条件に基づく。 (1) 内容:ラテン・アメリカ地域に関する、論文、研究ノート、調査報告、資料・機関紹介、書評等で</p>	<p>2. 投稿は次の条件に基づく。 (1) 内容:ラテン・アメリカ地域に関する、論文、研究ノート、調査報告、資料・機関紹介、書評等で未発表</p>

<p>未発表のもの。</p> <p>(2) 枚数および書式：論集執筆要領に従う。</p> <p>(3) 投稿要領：投稿希望者は4月10日までに編集委員会あてにタイトルを申し出る。原稿は欧文タイトルを付したうえ、電子媒体を編集委員会あてに5月10日までに編集委員会の指示するところに提出する。</p> <p>3. 投稿された原稿は編集委員会が審査し、採用されたものは全て署名原稿とする。原稿は採否にかかわらず返却しない。</p> <p>4. 「論集」に掲載された論文などの著作権は本学会に帰属する。今後掲載される論文には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 4.0 の「CC BY-NC-ND」（氏名、作品タイトルなど原作者のクレジットを表示し、非営利目的で、元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できる）を表示して、学術誌の電子プラットフォームである J-STAGE に掲載する。</p>	<p>のもの。</p> <p>(2) 枚数および書式：論集執筆要領に従う。</p> <p>(3) 投稿要領：投稿希望者は編集委員会あてに電子媒体で原稿を提出する。</p> <p><u>(4) 投稿料：無料とする。</u></p> <p><u>(5) 本規定に定めのないところは、理事会承認の下、編集委員会が決定し発表する。</u></p> <p>3. 投稿された原稿は編集委員会が審査し、採用されたものは全て署名原稿とする。原稿は採否にかかわらず返却しない。</p> <p>4. 「論集」に掲載された論文などの著作権は本学会に帰属する。<u>「論集」電子版はオープン・アクセス形式で J-STAGE に掲載し、その際の著作権の形式は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 4.0 の「CC BY-NC-ND」（氏名、作品タイトルなど原作者のクレジットを表示し、非営利目的で、元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できる）とする。</u></p>
--	---

以上

## 研究奨励賞規定の変更 (案)

優れた貢献が認められる業績の顕彰と、若手研究者の奨励・育成というふたつの目的を分ける。前者を「優秀研究賞 (JSLA 賞)」とし(年齢制限なし)、後者は 45 歳未満を対象とした「若手研究奨励賞」とする。

また、選考期間を、2 年に 1 度に変更する。

## 現行

## 改正案

<p>ラテン・アメリカ政経学会研究奨励賞規定 (2012 年 11 月 11 日制定) (2013 年 11 月 17 日改正)</p> <p>第 1 条 (目的と名称) 本学会の目的に鑑み、日本におけるラテン・アメリカとカリブ地域並びにこれらの地域をルーツとする人びとに関する社会科学分野の研究の活性化と発展のため、そして、とくに若手研究者の研究を奨励することを目的として、「ラテン・アメリカ政経学会研究奨励賞」(JSLA 賞)を創設し、この賞に値する研究業績(著書もしくは論文)をあげた会員を表彰する。</p> <p>第 2 条 (選考対象の著書) 選考対象となる著書は以下のとおりとする。 (1) 対象は、第 1 条の目的に合致する著書一点とする。 (2) 対象は、原則として、著者が満 50 歳未満のときに公表した著書とする。 (3) 対象は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに日本国内外で日本語、英語、スペイン語、またはポルトガル語で公表(出版・刊行)された著書とする。 (4) 対象は、単著を原則とする。ただ</p>	<p>ラテン・アメリカ政経学会<u>顕彰規程</u> (2012 年 11 月 11 日制定) (2013 年 11 月 17 日改正) <u>(2023 年 11 月 日改正)</u></p> <p>第 1 条 (目的と名称) 本学会の目的に鑑み、日本におけるラテン・アメリカとカリブ地域並びにこれらの地域をルーツとする人びとに関する社会科学分野の研究の活性化と発展<u>への貢献が大きいと認められる研究を顕彰</u>することを目的として、<u>そして、とくに若手研究者の研究を奨励することを目的として、「ラテン・アメリカ政経学会優秀研究賞」(JSLA 賞)を創設し、この賞に値する研究業績(著書もしくは論文)をあげた会員を表彰する。また、若手研究者を奨励することを目的として、著者が満 45 歳未満のときに公表した研究業績に対して「若手研究奨励賞」を授与する。</u></p> <p>第 2 条 (選考対象の著書) 選考対象となる著書は以下のとおりとする。 (1) 対象は、第 1 条の目的に合致する<u>著書</u>とする。 (2) <u>選考は 2 年に 1 度とする。</u> (3) 対象は、<u>選考を行う前々年の</u>1 月 1 日から<u>前年の</u>12 月 31 日までに<u>日本国内外で</u>日本語、英語、スペイン語、またはポルトガル語で公表(出版・刊行)された著書とする。 (4) 対象は、単著を原則とする。ただ</p>
--	---

<p>し、年齢要件を満たす複数の学会員による共著書、あるいは年齢要件を満たす学会員の主たる貢献による共著書は選考の対象とすることができる。</p> <p>(5) 対象となる著書は、設定期間外において既発表の論文が含まれるものであってもかまわない。</p> <p>第3条(選考対象の論文) 選考対象となる論文は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 対象は、第1条の目的に合致する論文一点とする。ただし、関連する題目であれば、同じ著者による論文数点をまとめて対象とすることができる。</p> <p>(2) 対象は、原則として、著者が満50歳未満のときに公表した論文とする。</p> <p>(3) 対象は、毎年1月1日から12月31日までに学術雑誌に日本語、英語、スペイン語、またはポルトガル語で発表された単著論文とする。ただし、年齢要件を満たす複数の学会員による共著論文、あるいは年齢要件を満たす学会員の主たる貢献による共著論文は選考の対象とすることができる。</p> <p>第4条(授賞の数) 授賞の数は、原則として著書と論文の両部門をあわせて一点とする。ただし、例外的に複数にすることができる。</p> <p>第5条(選考委員会)</p> <p>(1) 授賞対象研究業績の選考は、理事会が学会員から選任した選考委員(若干名)によって構成される選考委員会が行う。</p> <p>(2) 理事会は必要な場合は外部の専門家に選考を委嘱することができる。</p> <p>(3) 選考委員には「ラテン・アメリカ論集」編集委員を1名以上含める。</p> <p>(4) 選考委員長は選考委員の互選によって選任する。</p> <p>(5) 選考委員の任期は理事会理事の任期に合わせ、再任は連続二期までとする。</p> <p>第6条(授賞対象研究業績の選考と決定)</p> <p>(1) 選考委員会は選考対象とした研究</p>	<p>し、<del>年齢要件を満たす複数の学会員による共著書、あるいは年齢要件を満たす学会員の主たる貢献による共著書は選考の対象とすることができる。</del></p> <p>(5) 対象となる著書は、設定期間外において既発表の論文が含まれるものであってもかまわない。</p> <p>第3条(選考対象の論文) 選考対象となる論文は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 対象は、第1条の目的に合致する論文一点とする。ただし、関連する題目であれば、同じ著者による論文数点をまとめて対象とすることができる。</p> <p>(2) <u>選考は2年に1度とする。</u></p> <p>(3) 対象は、<u>選考を行う前々年の</u>1月1日から<u>前年の</u>12月31日までに学術雑誌に日本語、英語、スペイン語、またはポルトガル語で発表された単著論文とする。ただし、<del>年齢要件を満たす複数の学会員による共著論文、あるいは年齢要件を満たす学会員の主たる貢献による共著論文は選考の対象とすることができる。</del></p> <p>第4条(授賞の数) 授賞の数は、原則として<u>優秀研究賞と若手研究奨励賞、各一点</u>とする。ただし、例外的に<u>それぞれを</u>複数にすることができる。</p> <p>第5条(選考委員会)</p> <p>(1) 授賞対象研究業績の選考は、理事会が<u>学会員</u>から選任した選考委員(若干名)によって構成される選考委員会が行う。</p> <p>(2) 理事会は必要な場合は外部の専門家に選考を委嘱することができる。</p> <p>(3) 選考委員には「ラテン・アメリカ論集」編集委員を1名以上含める。</p> <p>(4) 選考委員長は選考委員の互選によって選任する。</p> <p>(5) 選考委員の任期は<u>理事会</u>理事の任期に合わせ、<u>連続</u>再任は<u>連続</u>二期までとする。</p> <p>第6条(授賞対象研究業績の選考と決定)</p> <p>(1) 選考委員会は選考対象とした研究</p>
---	---

<p>業績の中から合議によって授賞研究業績を決定し、理事会に報告する。</p> <p>(2) 理事会は選考委員会の報告を受けて受賞者を決定する。</p> <p>(3) 選考委員長は選考過程と講評を文書で会員総会に報告する。</p> <p>第7条 (選考対象研究業績の推薦)</p> <p>(1) 本学会員は、選考対象とする研究業績を推薦理由と内容の要約を記して選考委員会に推薦することができる。</p> <p>(2) 推薦は自薦、他薦を問わない。</p> <p>(3) 推薦の期限は毎年3月末日とする。</p> <p>第8条 (受賞者の権利、表彰)</p> <p>(1) 受賞者は本人の履歴もしくは研究業績の紹介において「ラテン・アメリカ政経学会研究奨励賞」という文言を使用することができる。ただし、ラテン・アメリカ政経学会理事会はその文言の使用権を剥奪する権限を留保するものとする。</p> <p>(2) 受賞者はラテン・アメリカ政経学会全国大会時に開かれる総会において表彰され、賞状および副賞が授与される。副賞は各授賞対象業績につき3万円を上限とする。</p> <p>第9条 (規定の改廃) 本規定の改廃は、理事会が原案を作成し、総会で議決する。</p> <p>付則 この規定は2013年4月1日から施行する。</p> <p>付則 この規定は2013年11月17日から施行する。</p>	<p>業績の中から合議によって授賞研究業績を決定し、理事会に報告する。</p> <p>(2) 理事会は選考委員会の報告を受けて受賞者を決定する。</p> <p>(3) 選考委員長は選考過程と講評を文書で会員総会に報告する。</p> <p>第7条 (選考対象研究業績の推薦)</p> <p>(1) <b>本学</b>会員は、選考対象とする研究業績を推薦理由と内容の要約を記して選考委員会に推薦することができる。</p> <p>(2) 推薦は自薦、他薦を問わない。</p> <p>(3) 推薦の期限は<u>選考委員会が決定し発表する</u>。</p> <p>第8条 (受賞者の権利、表彰)</p> <p>(1) 受賞者は本人の履歴もしくは研究業績の紹介において「<u>ラテン・アメリカ政経学会優秀研究賞</u>」「<u>ラテン・アメリカ政経学会若手研究奨励賞</u>」という文言を使用することができる。ただし、ラテン・アメリカ政経学会理事会はその文言の使用権を剥奪する権限を留保するものとする。</p> <p>(2) 受賞者は会員<u>ラテン・アメリカ政経学会全国大会時に開かれる</u>総会において表彰され、<u>記念盾</u>および副賞が授与される。副賞は各授賞対象業績につき3万円を上限とする。</p> <p>第9条 (<u>規程</u>の改廃) 本<u>規程</u>の改廃は、理事会が<u>提案</u>し、総会で議決する。</p> <p><del>付則 この規程は2013年4月1日から施行する。</del></p> <p><del>付則 この規程は2013年11月17日から施行する。</del></p>
---	---

以上